

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 平成 24 年 3 月 27 日 (火) 午前 10 時 00 分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濱委員 中里委員 奥山委員 間野委員 山田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

平成 24 年 3 月 27 日（火）午前 10 時 00 分

1 会議録の承認

2 教育長一般報告・その他報告事項

「平成23年度 横浜市教育意識調査」結果報告について ほか

3 審議案件

教委第 85 号議案 学期制、土曜日の活用及び長期休業日に関する今後の方針について

教委第 86 号議案 横浜市立戸塚高等学校音楽コース、及び横浜市立横浜商業高等学校
スポーツマネジメント科設置基本方針について

教委第 87 号議案 横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学
校の指定に関する規則の一部改正について

教委第 88 号議案 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

教委第 89 号議案 横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正について

教委第 90 号議案 横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正につい
て

教委第 91 号議案 学校運営協議会を設置する学校の再指定について

教委第 92 号議案 学校運営協議会を設置する学校の指定について

教委第 93 号議案 学校運営協議会委員の任命について

教委第 94 号議案 学校運営協議会委員の任命について

教委第 95 号議案 訴訟等に関する教育長臨時代理について

4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長

おはようございます。ただいまから教育委員会臨時会(※)を開催いたします。
始めに会議録の承認を行います。3月8日の教育委員会臨時会の会議録署名者は小濱委員と私です。3月13日の教育委員会定例会の会議録署名者は奥山委員と間野委員です。また3月19日の教育委員会臨時会の会議録署名者は中里委員と私です。会議録につきましては、すでにお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

※議事録上で修正

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは承認いたします。なお、字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

次に議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

山田教育長

【教育長一般報告】

1 市会関係

- 3/15 こども青少年・教育委員会（予算議案等審査）
- 3/21 予算第一・第二特別委員会連合審査会（総合審査）
- 3/22 予算第一特別委員会（採決）
- 3/23 本会議（第5日）予算議決、追加議案上程・質疑・付託・議決

それでは市会との関係です。3月15日、こども青少年・教育委員会、常任委員会で予算の議案等の審査が行われました。続いて3月21日には予算第一・第二特別委員会の連合審査会ということで、市長以下、市長、副市長も出席のもとで、この連合審査会が行われました。それから3月22日は予算の第一特別委員会の採決がございまして、了承されております。3月23日、本会議最終日がございまして、そこで予算の議決、その他の議案の追加上程等々ございましたが、すべて議決されて終了してございます。なお、ここで人事案件ということで、副市長の交代と教育委員等の人事案件も了承されております。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 3/15 横浜市災害対策本部 放射線対策部会議

(2) 報告事項

- 「平成23年度 横浜市教育意識調査」結果報告について

市教委の関係で主な会議でございましてけれども、3月15日に横浜市災害対策本部の放射線対策部会が開催されております。これは新年度から食品の基準等々変わることもございまして、それぞれの部局で新しい事業等々の再確認も含めて報告等がございました。

それから報告事項でございましてけれども、平成23年度に横浜市教育意識調査を実施いたしました。その最終的な結果は出ておりませんが、現時点での結果報告

について、後ほど担当課からご説明をさせていただきます。

3 その他

その他についてはございません。以上でございます。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございますか。よろしいですか。それではご質問なければ、別途所管課から説明とありました「平成23年度横浜市教育意識調査結果」について報告をお願いします。

小野職員課長

おはようございます。それではよろしくお願いたします。先ほど教育長からお話がありましたが、今年度横浜市教育意識調査を行いました。その結果報告ということで、お手元に資料、2枚つづりのもの、それから概要版をお配りをさせていただいております。これに基づきまして説明をいたしますが、今回は中身が多数ございますので、4件ほど抜粋をして、この説明も含めてやらせていただきたいと思っております。

横浜教育ビジョン、それから横浜市の教育振興基本計画、これに基づきまして本市の教育施策に対する市民等の意識を把握するとともに、今後の横浜市の教育についての検討、それから推進を図る際の基礎資料いたしたいということで、実施させていただきました。

これは毎年ではございませんで、4年に1度実施しているものでございます。

まず1、調査概要になりますけれども、調査実施時期は昨年7月1日から7月15日の2週間ということになります。調査対象ですけれども、市立小学生4年から6年生、それから中学生、市立中学校の保護者の皆さん、それから教員、それから満20歳以上の市民ということで、(3)になりますけれども回収結果がそれぞれ出ております。全体でいいますと9952人に配付をいたしまして、回収数が7559。回収率につきましては75.95%ということになります。

引き続きまして2番になりますけれども、主な調査結果ということで、まず(1)になります。小学生それから中学生に「学校に行くのが楽しいか」と聞いたところ、枠の中ですけれども、これが結果になります。9割近くが「学校に行くのは楽しいと思っている」という結果が出ております。

この表の見方ですが、お配りした資料の下のところ、小学生、それから中学生、別立てにしてあります。それぞれ2本立てになっておりますが、上が今回のデータ、それから下の部分が4年に1度になります。前回は19年度ということで、19年度が下になっております。この比較をしております。

それから右の方、箱の中になりますけれども、「楽しい」「楽しくない」のそれぞれの合計がこの箱に入っているということで、ご覧いただければと思います。「楽しい」それから「まあまあ楽しい」と、これを合わせた「楽しい」合計ですけれども、小学生でいいますと89.1%、それから中学生ではその下になりますけれども、箱の下になりますけれども、85.2%を占めているということです。

一方で「楽しくない」計でいいますと、小学生では10.1%、中学生では13.1%となっております。19年度調査と比較をいたしますと、まあ、ほぼ横ばいという状況がわかります。

それでは2ページ目をお開きいただきたいと思っております。2ページ目ですが、これは小学生・中学生に教員の指導に対する満足度について聞いております。その満足度としては、小学生は73.7%、中学生は58.4%、保護者になりますと39%ということで、若干落ちます。「満足している」と「どちらかといえば満足して

いる」合わせた合計が 73.7。それから中学生が 58.4 ということで、小学生のほうが中学生より 15.3 ポイント高くなっています。

一方で「満足していない」、計でいいますと、小学生、下の表をご覧くださいと思いますが、小学生が 7.7%、中学生でいいますと 10.3 ポイント、ここは 3%となっております。

今回はその下に保護者の欄を設けております。保護者は「満足している」それから「どちらかといえば満足している」、これを合わせますと 39%ということになります。「満足していない」という部分につきましては、19%と。「どちらとも言えない」という答えが多くて、38.6%ということになっております。

19 年度調査と比較をいたしますと、満足している計が小学生では 4.6 ポイント、中学生では 7.8 ポイント、それぞれ増加をしております。一方で満足していない計は、小学生が 0.7 ポイント、中学生が 8.8 ポイント減少していると。保護者では満足している計が 10.7 ポイントふえております。満足していない計につきましては 11.8%減少しているという結果が出ております。

次に 3 ページに移らせていただきます。(3) になりますけれども、これも「教員の指導に望むこと」を聞いております。この結果、「授業がわかりやすい」という回答が最も多かったということになります。「授業がわかりやすい」は小学生 48.2%、中学生でいいますと 54.8%が最も多かったということになります。

このグラフですが、斜線の部分ですけれども、これが小学生です。下の白抜き棒グラフですけれども、これが中学生ということになります。

小学生では「悩みや相談にしっかり対応してくれる」これが 40.1%、「だれにでも平等に接してくれる」これが 37.7%となっております。一方で中学生では「だれにでも平等に接してくれる」これが 46%、「悩みや相談にしっかり対応してくれる」これが 30.8%ということになっております。

それから(4) 番になりますけれども、教員の指導に望むことを聞いております。保護者が教員の指導に望むことは「教育への責任感や使命感」が最も多い回答となっております。教育への責任感や使命感、これは 68.7%が最も多いです。で、ついで「非行やいじめなど問題行動への適切な対応」が 58.0%、「社会人としての一般常識」これは 50.8%となっております。なお、この「社会人としての一般常識」、ちょっと取り方によりますけれども、私どもの意図としては、教員に対して望むこと、ですから社会人としての一般常識を持っているか、持っていないかと。教員に対して自分のお子さんに社会人としての一般常識を教えるということとは少し違います。そういう意図で調査をかけております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

今田委員長

はい。所管課から説明が終了しました。ご質問等ありましたらどうぞ。

小濱委員

2点あります。大変緻密な意識調査をしていただき、いい結果が出ている部分もありまして、喜ばしいことだと思います。

特に今、ご説明のあったところで、小学生と中学生の満足度が前回に比べてかなり有意な差で増加しております。これは大変喜ばしいことだと思いますが、なぜそうなったのかということの分析も必要だと思います。私は私なりにある推定をしていることがありますが、それは置いておいて、こちらの報告書の概要版の 5 ページに、「教員の指導に望むこと」というのがございます。こちらには出てますが、この質問と連動しているというふうに考えます。

というのは、概要版 6 ページに、前回の調査との比較が、小学生・中学生載っ

ておりまして、これを見ますと「授業がわかりやすい」こと、小学生が一番望むことの割合というのが前回に比べて減っているわけです。かなり有意の差で 10% ぐらい減っているわけです。それから中学生も、これは 6 ポイントぐらい減っております。

ということは、前回に比べると授業がわかりやすくなったと考えてよろしいのかという点です。どうしてそうなったかということも考えないといけないと思うのですが、それが満足度に反映しているのかと、私は推定しています。さらにどうして授業がわかりやすくなったのかということも考えていかないと、今後の施策や方針にうまく反映させられないという気がします、その点いかがでしょうか。

その辺のなぜこうなったのか、結果を見て、お考えになっているかどうか。あるいは、あらかじめこういう顕著な結果が出たら、その理由は何だろうかと考える体制みたいなものですね。そういうものができているかどうか、お伺いしたいのです。

小野職員課長

所管自体は、私どもの所管ではありませんので、今後、新年度に入りまして、当然この分析をした上で施策に反映させていかなければいけません。こういう結果については当然、逐次関係部署と調整をしながら、なぜこういう結果になったのかという分析はさせていただいた上で進めていかないと、意識調査の意味がありませんので、それはさせていただきたいと考えております。

小濱委員

今日は、私は教育委員としては、最後ですので、少し言いたいことを言いたいと思います。これは、ゆとり教育を文科省も正式に、ある意味撤回して、そして学力向上に力を入れるようになったということに関係があるのではないかと思います。これは個人的な憶測ですので、それについてお答えになるのは難しいと思いますが。

山田教育長

冒頭申し上げましたように、この厚い資料の一番後ろに、質問項目の一覧が載っています。34 ページ、35 ページです。ここの項目をまだ整備してない部分もございまして、この項目も含めてクロス集計をすればその辺のことがもう少し確度の高いお答えとしてできるのではないかと思います。

今、小濱先生から言われましたように、授業がわかりやすくなったことによって、相対的に満足度が上がるとそこは連動していると思います。

それもあるとかと思えますし、もっと言えば、うがった見方をすれば、塾とかですね、学校に期待していないのかもしれないかもしれません。

例えば保護者の指導がそのようにしていれば、塾の授業を求める、わかりやすさを求めるとなります。

一方で、その下に「悩みや相談にしっかり対応してくれる」があります。これはむしろ、増えているわけです。33.7%から 40%、増えていますので、むしろ、例えばこれは憶測ですが、塾等で満たされない部分、あるいはほかの学習機関でも満たされない部分、それを学校に求めてきているのかもしれないです。で、先生言われたみたいに、わかりやすくなった結果として、望まれないのかもしれない。

ただ、5 ページの授業がわかりやすいということを望む子ども、これは小学校でも中学校でも、およそ 5 割の子どもがやはり望んでるわけですから、ここにウエートを置いて、学校はこれから教育活動をしていくという、軸はここにあると考えています。

小濱委員

報告概要版の17ページの「教員の指導に望むこと」というのがあります。これは保護者側の回答と教員側の回答とがありますが、保護者側の回答で一番高いのが「教育への責任感や使命感」です。教員側の回答で一番高いのが3つ目の「授業力や教科などの専門知識」ということで、それがいずれも逆転しています。「教育への責任感や使命感」、教員側はそれほど高く大事だと考えていないという結果になっていて、逆に保護者側は「授業力や教科などの専門知識」は、それほど高くはないです。これを期待するが低くなっています。

ここに今の学校教育、横浜市の学校教育に対する教員自身のとらえ方と、それから保護者のとらえ方との間のギャップがかなりあるということで、少し、これを問題として、どう埋めていくかと、これからの方針に期待したいところです。

山田教育長

これも推測の部分も含めてですが、やはり期待されている役割認識と、自分が認識している役割行動と、そのギャップですね、責任感や使命感だけではなく、その下の社会人としての一般常識とか、授業、その下の専門知識だとか、いずれもそうです。この部分はやはり、どれだけ自分のことを正しく、客観的にクールに見れるかという部分と、自分がやってる、思っていること、ここを埋めていかないと、やはり教育そのものがずれたことになってくる可能性はあると思っています。

小濱委員

このギャップは、かなり重要な、ここをきちっと見つめるということが重要なことだと私は思っています。

中里委員

これに関連したことで、17ページのところの保護者と、教員とのギャップですね。これは私の推測ですが、保護者から見れば教師なら授業、教科はできて当たり前のことではないかというところがあるのだと思います。

例えばこのギャップについて、私はもし学校現場にいたら、保護者と教師と、にぎやかな集団でトークンしたいなと思います。本当のところはどうなのかというところを突き詰めて話し合いたいと感じます。

今田委員長

この設問の仕方がなかなか難しいと思います。「教育への責任感や使命感」という中には、授業力なども、当然包含されているのではないですか。だから、同じように並列的に並べると、違うというか。教育への責任感や使命感の中には、少なくとも授業力とか専門知識も当然入ると、だから、その中でどちらかといわれると、複数回答もあるということになり、設問の仕方というのは、一段と何か工夫がいるのではないかと思います、どうですか。

山田教育長

教育への責任感や使命感、平たくいうと、やる気があるのかということだろうと思います。

下の授業力、教科などの専門知識というのは、先ほど中里先生が言われたように、いわゆるプロとしての知識とかスキルとか、なかなかそこまでは書けないので、この表現をしています。確かに、この責任感や使命感は、こんなことを意味してるんですよと注釈までつけているわけではないですから、見られた方の認識の差はあるかもしれません。

間野委員

そのグラフについて、いいですか。

今ここで議論になるぐらい、非常に重要な資料なのにもかかわらず、こちらの

職員一般報告資料からはギャップがわからないようになっていきます。これは適切ではないというふうに思います。教員のデータが抜かれています。

ほかはそのまま抜粋して持ってきているので、これは何か作為的なのではないかという誤解を招きますので、そのとおり掲載したほうがいいのではないかと思います。

中里委員

この17ページに関連してですが、私が一番重要に捉えているところは、「社会人としての一般常識」というところで、保護者と教員とが倍違うというところです。これは、私は非常によくわかります。例えば腕を組みながら話をするとか。何げない動作の部分で気をつけなければいけないところはたくさんあるかと思っています。授業、要するに仕事をしに来るときの服装も考えていくべきところは確かにあると思います。

また、15ページが教員の指導に対する満足度の保護者の部分と、それから参考として、4ページにも出ている話なのですが、子どもの側から見た教員の指導に対する満足度です。これもギャップがありますが、この調査を4年後に行うときには、質問を変えたほうがいい内容かなと感じます。

といいますのは、例えば教員の指導に対する満足度という、一般論で捉えないで、回答するときに、例えば、今年受け持った担任の姿、あるいは中学校の場合でいえば、ある1つの教科の先生に対して大変不満を抱えている子どもの場合、残りの教科については満足で、わかっている、その1教科が縛りになって応えてしまっている場合もあります。ほかは全部一般論で質問されているのですが、この質問に対しては具体的なイメージで答えがちな内容かと思っています。

ですから、例えば今の担任の先生に対しての満足度となると、絞られてますので、質問の仕方を変えたほうがいいのかと感じます。

今田委員長

どのようにするのですか。

中里委員

もう少し絞る、ですから今の担任の先生への満足度、例えば教科の先生に対しておおむね満足しているかどうか、対象を絞って答えられるようにしたほうが、明確になってくるのではないかなと感じます。

小濱委員

今の中里委員のご意見に対してですが、異論というほどではないのですが、例えばたくさんの集計結果として出ていて、かなり顕著な、例えば満足しているという増加傾向が出ているということは、それは今でもいろいろな先生がいらっしゃるわけだし、前もいろいろな先生がいらっしゃるだけですね。全体の集計結果として出ていくということは、やはり教育施策なり、現場での先生のご努力なりが、やはりある程度実ってきたというように判断していいのではないかと思います。

中里委員

確かにそうだと思いますが、学校評価をしてもらったときも、なるべく思いがずれないように、調査については言葉を選んで、学校評価で出すのですが、そのときも、おおむね教科の先生、教科の指導については満足してますかなど、一言入れることによって大分絞られてきます。

奥山委員

私もこの満足度調査に「どちらともいえない」と答えている割合が高いところは、少し今後考えていかなくてはいけないと思います。というのは、「どちらともいえない」ということが、評価のしようがないということなのか、それとも、

わからないということなのか。そのあたりが「どちらともいえない」という回答項目を入れることで、あやふやになってしまうところもあると思います。

もし、これを入れるとしたら、なぜ「どちらともいえないのか」という理由を聞くとか、少しその辺をはっきりしていかないとわからないということだと思います。

それと、小学生と中学生の保護者、こちらの4枚のほうでは小中学生の区分が見えないのですが、概要版の15ページでは小学生保護者・中学生保護者を分けて掲載していて、そこではやはり中学生の保護者は「どちらともいえない」という割合がもう40%超えてるという状況です。そうすると、やはり中学校の保護者にとっては、学校の授業が見えてないのではないかとか、子どもから聞けてないのではないかとか、いろいろ推測を呼んでしまうところがあるので、これは今後、学校と保護者の関係というところを見ていく上では非常に重要な部分でもあるかなと思うので、少し分析の中で見えるところがあるのか、またさらに同じような調査をするときには、その理由を尋ねるか、何か対応を考えていただいたほうがいいかなと感じました。

間野委員

テクニカルなことで幾つか。1つは、前回より何ポイント上がった・下がったというのがありますが、やはりきちっと統計的な有意差検定をすべきではないかと思えます。つまり誤差が含まれているデータですので、誤差を含んでも本当に有意に上がったのか下がったのか。これはすぐできることだと思いますので、統計をとるならば有意差検定をしたほうがいいと思います。

もう一つ、今の満足度とサービスクオリティーは別です。ですから、これはサービスクオリティー調査なのか、サティスファクションの調査なのかということ、きちり分けて考える必要がある。これは、ホテルとかフードサービスでもそうですけど、満足度は、だれと一緒に来たかとか、そのときのいろいろな状況が影響するのですが、サービスクオリティーを見るのであれば、それ用のやはり質問を作らなければいけないので、そこは明確に分けたほうが調査の項目としていいのではないかなと思いました。

小濱委員

間野委員にご質問ですが、サービスクオリティーの質に関する質問とは、例えばどのような感じのことを考えられます。なかなか難しいと思えます。

間野委員

授業の中で、さらに細かく見るのであれば、先生の発言が聞きやすいとか、板書が見やすいとか、資料が丁寧であるとか、試験と授業の内容が一致しているとかです。そういうことをクオリティー、その結果としてやはり満足度が出てくるという、その別な尺度であるんだということを認識した上で調査したほうがいいのではないかと思います。

今田委員長

調査の結果をどう生かすかということを意識の上に置いて、調査項目というのが出てくる。これは、先ほど教育長も言われてましたが、この結果を政策的に生かしていくというためには、生かせるような調査の分析が必要だと思います。

この調査の中で、この間、議会の中でも話が出ましたが、調査の時期とこの公表の時期との話や、教員への回収の率の問題で、一般的には70%というのは非常に高いし、どのように投げかけていくかによって、また精度の高い、生かし得るものになるでしょう。そこはまた、工夫が必要かもしれませんね。

小野職員課長

1ページ目をご覧くださいとわかるのですが、小学生・中学生、それから保護

者、教員、市民という形で回収率が出ておりますけれども、委員長がおっしゃるように、教員がやはり 70%ということで、その中ではかなり低い。市民に次いで低いということもあります。実は今回の回収方法は、私どものほうから直接教員に送って、教員からストレートに私どもにもらったということがあります。

出す・出さないというのは、その教員の気持ち次第で、終わってしまったということもありますので、今後回収率を上げるためには、別の方法をやはり考える必要があると思いますし、当然、教員であれば出さないといけないと私は思っておりますので、方法につきましては再検討させていただきたいと考えております。

小濱委員 それに関連して、その別の方法に対して、現時点で何かアイデアがございますか。例えば、今DMで個別に先生にお送りして、それをこう、また回収していくという形をとっているわけですね。

あるいは学校単位の校長先生に送るとかですか。

小野職員課長 校長先生に送り、こちらに持ってきていただくという形もあると思います。

間野委員 私は、その方法に反対です。系統的な配付回収をすることによって、バイアスがかかる可能性がありますので、今のような、やはり直接返させるほうが良いと思います。

市民には、督促しているのですが、これを見る限り教員には督促してないようです。だから、お礼状も兼ねて督促を送ることで、多少は上がると思いますし、そもそも私は70%という数字は、世論調査としては決して低くないと思います。

だから、校長経由の回収によって、何かゆがんだ結果が出る可能性も注意したほうが良いと思います。

今田委員長 その辺はまた、現場の先生の立場に立つとどういう見方があるのか、その結果を内部でより生かせるものにしていくことが大事でしょう。

よろしいですか。

次に議事日程に従い、審議案件に移ります。その前に、私から、今日は最初に定例会となっておりますけれども、これは臨時会ということですので。

重内総務課長 大変申しわけございません。冒頭、委員長のほうから開会の宣告をしていただきました際に「臨時会」とすべきところを「定例会」となってしまいました。事務局のミスでございまして、大変申しわけありません。ご迷惑をおかけしました。

今田委員長 では、そのように訂正してお願いします。

それでは、次に審議案件に移ります。会議の非公開についてお諮りします。教委第93号議案「学校運営協議会委員の任命について」、教委第94号議案「学校運営協議会委員の任命について」は、人事案件のため、また教委第95号議案「訴訟等に関する教育長臨時代理について」は、訴訟案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、教委第93号議案から教委第95号議案までは非公開といたします。

審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項がございますか。

重内総務課長

3月23日、1団体から卒業式等における国旗掲揚等に関する要望書が提出されました。本要望書につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条の規程に基づき、事務局で調整し、回答させていただきます。

3月26日、個人1名から教科書に関する要望書が提出されました。この要望書につきましては、事務局で調整の上、次回以降にお諮りしたいと思います。

次回の教育委員会臨時会につきましては、4月2日月曜日の午前10時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

今田委員長

皆さん、よろしいでしょうか。それでは次回の教育委員会臨時会は4月2日月曜日の午前10時から開催することとします。

それでは審議に入ります。教委第85号議案「学期制、土曜日の活用及び長期休業日に関する今後の方針について」所管課から説明をお願いします。

吉富教育政策推進室長

教育政策推進室の吉富と申します。よろしくお願いいたします。

では、教委第85号議案についてご審議をお願いいたします。資料をご覧ください。「学期制、土曜日の活用及び長期休業日に関する今後の方針について」でございます。1枚おめくりいただき、提案理由でございます。横浜市立学校におけるより効果的な教育活動のため、年間を通じた授業実数の配当等のあり方について検討した結果を踏まえ、学期制、土曜日の活用及び長期休業日に関する今後の方針を定めるということが提案理由でございます。

10ページ以降が方針でございますが、これにつきましては前回3月13日の教育委員会でご協議をいただいております。ただ、対象となる学校種別などに不明確なところございましたので、一部修正してございます。あらためて担当課長からご説明いたします。

檜原教育政策推進室担当課長

教育政策推進室担当課長でございます。学期制、土曜日の活用及び長期休業日に関する今後の方針についてですが、内容としては変えておりませんが、書きぶりについて修正をしております。

まず1点目ですが、「1 学期制について」の部分については、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校、所管するすべての校種に対応するものであることを明確にするため、(1)の部分にそのような趣旨を加えております。

「2 土曜日の活用及び長期休業日について」は、これは市立小学校及び市立中学校が対象になる部分ですので、(1)の部分でそのようなことが明確になるように書いております。内容としては変わりがございません。

今田委員長

これについて、ご意見がございましたらどうぞ。

小濱委員

この前もこの点について、学期制についていろいろ議論が出ました。私の個人的な意見を述べさせていただくと、中学校の場合には3学期制が望ましいという保護者のご意見の割合が相当高いという意識調査の結果が出ておりましたので、これは私の考えからすれば、その部分を何とか生かしたほうがいいのではないかと考えています。

また、この2学期制か3学期制かを校長が定めるということになると、校長が代わるごとに、今度は2学期、今度は3学期というように変わるおそれがあると

いうご意見もございました。

そういうことを踏まえていきますと、強制はもちろんよくないのですが、ある基本的な方針、特に中学校の3学期制に関しては、ある基本的な方向性というものがある程度持っておいて、ソフトな誘導の仕方みたいなことを考えていったらいいのではないかなと思います。

もちろん、これから、研究校の土曜日の活動、これは学習内容については、別に研究校は指定しないのですよね。

檜原教育政策
推進室担当課
長

はい。指定しておりません。

小濱委員

基本的な心づもりといたらおかしいですが、「こちらのほうが望ましい」という考え方をしっかり事務局が持っていて、あくまでも強制ということではなく、うまく誘導するといいますか、そういうことをしたほうがいいのではないかと個人的には思っています。

今田委員長

ほかにご意見がありますか。教育長、何かありますか。

山田教育長

恐らく地域の、例えば行事や運動会とか、密接にかかわっている部分があるので、校長が代わったからといって、いきなり、変わることはないと思います。

まず、これは相当難しいだろうと思います。平成16年から、かれこれ8年近くたっていますが、それなりにうまく3学期制から2学期制に移って回っている学校もありますし、校種によって受験ということもあります。中学校の場合は、志向としては3学期志向のほうが強いですね。ところが小学校に関していうと、決めの問題みたいなところがあり、校種によっても少し違いますし、地域の行事との関係の中で定着してる学校もあります。

様子を見させていただければと思いますし、教員そのものも人事異動の中で、例えば、確かに3学期制に志向する学校が少しずつ増えてはきていますが、両方経験した上で、教職員がどう思うのか、校長がどう思うのか。その結果も少し見てもいいのかなと思っております。

中里委員

学期制と土曜の活用は、次元の違う話が1ページの中に載っているのですが、あわせて今まで築いてきた小中一貫教育があります。学期制についてのアンケートは、小学校と中学校は随分違いがあったように感じますが、私が一般市民の立場で考えたときに、小中一貫教育をしているのに、一貫のブロックの中で全く違う方向は違和感を感じます。そのあたり、特に学期制は違いがあるわけないですが、難しいところだと私は思います。

小濱委員

それはこの前、私も質問をさせていただいたのですが、特に事務局からのお答えとしては、例えば小学校が2学期制をとっていて、中学校が3学期制をとっていて、かつ小中一貫のブロックであっても、特に支障はないというお返事をいただきました。

中里委員

私は市民の立場として違和感がありますよ、という話をこの場でしているんですね。

<p>檜原教育政策推進室担当課長</p>	<p>基本的には、その点についても検討会議でもお話がありましたが、やはり小学校には小学校、中学校には中学校なりの事情ということもあります。特に中学校の場合には、やはり高等学校の受験をある程度意識しているということもあり、全体を見ると、小学校については3学期制に移行する学校というのは少ないのですが、中学校については3学期制にする学校は増えています。</p> <p>その中で、場合によっては小中一貫教育推進ブロックの中で3学期に移行したブロックもございますし、先に一部の小学校、例えば1中2小のブロックで、先に中学校で、その次に1つの小学校という中で、ブロックの中でやっていただけれども、多分ブロック内での話し合いなどの結果、もう一つの学校も3学期制に移行したという例も今回見られましたので、そこは統一するのか、分離したままでやるのか、それでやりやすいのかも含めて、それは小中一貫ブロックの中で話し合っていただくことなのかなと思います。</p>
<p>奥山委員</p>	<p>前回も少しお話をさせていただいたのですが、やはり8年間の中で大分、学期が変更になったことで地域との関係を見直したり、行事の関係を見直したりということで、試行錯誤をしてきた、主体的にやってきた。やはり学校の状況を今は尊重して、そのブロックの中でも、まだ全部、小中一貫のブロックといっても、かなり横浜市の中でも小中のブロックの考え方や、それから中学校と小学校の数の問題だとか、まだ全体としてきちんと整合性ができてない部分もあり、過渡期ではないかと思います。そういう意味では、2学期・3学期、それから土曜の活用のところでは小中のブロックのところをきっちりやっていくとか、それぞれのブロック、それからそれぞれの学校が、主体的に地域との関係でもう一度見直す中で、様子を見ていくことが、期間として今非常に大事なのかなと、その意味では教育長がおっしゃったように様子を見て、検証時期を少し待ってみるということも考え方としてあるのかなと感じています。</p>
<p>今田委員長</p>	<p>よろしいですか。皆さんの部分を奥山委員から考え方を整理していただいたようで、いろいろな経過あるいは地域性、独自性、そういうものの中で、これを議論の舞台において少し時間を見ましよう、そういう方針で、まず学期制についてはそういう方向ということでよろしいですか。</p>
<p>各委員</p>	<p><了 承></p>
<p>今田委員長</p>	<p>では次に、土曜日の活用及び長期休業日について進めたいと思いますけれど、これについてはどうですか。</p>
<p>間野委員</p>	<p>土曜日の活用については、中学校はやはり運動部活動のさまざまな制約が出てくると思いますので、全体として校数はまだ少ないと思いますが、このあたりの調整はどのようになっていますか。</p>
<p>檜原教育政策推進室担当課長</p>	<p>基本的には、検討会議の委員の中に、中体連の会長さんにも入っていただきまして、実際にこの研究を進める中でどういう調整、例えばどこを動かしたりする必要のあるのかということも、そのとき研究していきたいと思っております。</p>
<p>間野委員</p>	<p>そのモデル校というか、研究校になるかどうかは生徒が選ぶわけではなくて、学校運営協議会等がかかわってきますけれども、それによって何か対外試合に出られないとか、公式戦が組めないとかですね、不利にならないように、ぜひ中体</p>

連のほうにしっかりと申し入れていただければと思います。

今田委員長

ここで書いてある必要な法制上の整備をした上でというのは、これは後ろのページにある振替の話とかを言っているということですのでよろしいですか。

それでは、これは土曜日のほうは研究期間ということで24年8月から26年3月まで研究期間ということで取り組んでいこうということですね。大体、学校の数みたいなものは、イメージはある程度できて、これはまだ、これから手を挙げてもらうということになるわけですか。

檜原教育政策
推進室担当課
長

基本的には、手を挙げていただく学校の数によってということが大きいかと思えます。予算編成上の念頭の中では、小中合わせて40校ぐらいということでイメージはしておりますが、基本的には準備とか周知とか、地域事情などもありますので、基本的には手を挙げていただくかどうかというところになるかと思えます。

今田委員長

よろしいですか。それでは、本件については学期制、それから2番目の土曜日の活用及び長期休業日については、この方針に従って取り組んでいくということでお願いをしたいと思います。

それでは教委第85号議案については、議案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは原案のとおり承認します。

次に教委第86号議案「横浜市立戸塚高等学校音楽コース、及び横浜市立横浜商業高等学校スポーツマネジメント科設置基本方針について」所管課から説明をお願いします。

高橋指導部担
当部長

指導部担当部長高橋でございます。

それではご説明申し上げます。昨年の3月でございますが、高等学校の教育振興プログラム、これを策定いたしましたけれども、その中で平成26年度に戸塚高校に芸術コース、横浜商業高校にはスポーツマネジメント等を専門的に学ぶ学科を設置するというので、現在準備を進めているところでございます。この議案につきましては、この2校の専門コース等の設置につきまして、基本的な方向性を定める基本方針、これを提案させていただくものでございます。

今日のところは基本的な方向性ということでございますので、新年度に入りましたら、この方向性に基づきまして具体的な事項を定めていく基本計画というのを策定してまいりたいと考えているところでございます。

それでは内容につきまして、高校教育課長よりご説明を申し上げます。

高橋高校教育
課長

それでは、議案にしたがいましてご説明申し上げます。2校続けてご説明申し上げます。まず1ページをおめぐりいただきまして、2ページの提案理由でございますが、昨年の23年3月に策定いたしました横浜市立高等学校教育振興プログラムの重点施策になっております戸塚高校に音楽コース、横浜商業高校にスポーツマネジメント科を設置するための基本方針をご提案するものでございます。

次の3ページからの資料に沿いまして、時間も限られておりますので、要点のみご説明申し上げます。

まず戸塚高校の音楽コース等でございます。1の課程、学科等は記載されているとおりでございます。設置予定は平成26年4月でございます。

2の教育理念等でございますが、教育理念は、普通教育及び音楽の専門教育を通して、幅広い知識と教養、及び高い音楽的能力を育むとしております。この2の目指す生徒像でございますが、まず1つ目に高校で身につける音楽的能力を大学等でさらに伸ばさせ、横浜において音楽の普及、発展に貢献しようとする意欲と態度を持った人材を育成するとしております。

これは、高校卒業後に音楽大学や教育学部の音楽系に進学することを目指し、将来は横浜市の学校等におきまして吹奏楽など音楽の指導者として貢献する人材の育成をねらいの1つとしております。

また将来、幼児教育、社会福祉、あるいは音楽にかかわるビジネスやイベントのマネジメントなどに携わり、音楽を通して社会に貢献する人材育成も視野に入れております。

このように音楽の指導者や、音楽にかかわる事業の人材育成に焦点を当てているという点で、戸塚高校の独自性を発揮したいと考えております。

次に教育内容等でございます。(1)の科目の設置方針でございますが、まず大学進学を目指し、普通科目の充実を図ります。その上で、音楽の専門科目として、音楽理論、ソルフェージュなどの必修科目、器楽・声楽など生徒の希望に即した選択科目、将来、音楽の指導者になるための学校設定科目などを柱として設置いたします。

この3つ目の音楽の指導法は、この戸塚高校の特色として、指揮法や小中学校に出向いての指導法などの内容を想定しております。

また吹奏楽部の活動と連動させた科目を設定する方針でございます。その他、長期休業中などを活用して一流の演奏家などによる特別講座を計画してまいりたいと考えております。

続きまして4ページをおめくりください。教科以外の特色ある教育活動でございますが、吹奏楽部と連動した活動、音楽大学などと連携した取組、小中学校と連携した行事、地域の方々と連携した活動などを想定しております。

続きまして大きい4の入学者の選抜に関する方針でございますが、25年度の高校入試から大きく変わりますけれども、必ず調査書、学力検査、面接を実施することになっておりますが、それに加えて特色検査として実技検査を実施する方針でございます。

続きまして大きい5番の施設・設備の整備方針でございますが、レッスン室、アンサンブル練習室など、必要な施設・設備を整備してまいります。

大きい6の今後の主なスケジュールでございますが、今、部長から申し上げたように、基本方針をご了解いただきましたならば、続きましてこれをさらに教育課程表等具体的なものを盛り込んだ基本計画を策定し、夏ごろには中学校2年生を対象とした学校説明会を行っていく予定でございます。以上が戸塚高校音楽コースでございます。

続きまして5ページからの横浜商業高校スポーツマネジメント科について、説明いたします。1の課程・学科等は記載されているとおりでございます。2の教育理念等でございますが、教育理念は、途中からでございますが、科学的な知識や理解を深めるとともに、スポーツとそのマネジメントにかかわる資質や能力をはぐくむとしておまして、目指す生徒像といたしましては、(2)に記載しておりますように、グローバルな視野を持ってスポーツや健康分野のビジネスの振興発展に寄与する人材を育成するとしております。これは、必ずしもアスリートばかりではなく、生涯にわたってスポーツあるいは健康分野のビジネス等の発展

等にかかわる人材育成等を目指すという点で、このスポーツマネジメント科の特色としております。

教育内容等についてご説明いたします。大きい3でございます。(1)の科目の設置方針でございますが、5ページから6ページのところにわたって、6点にわたって書いております。この中では、まずスポーツトレーニングやスポーツにかかわる栄養学などにかかわるスポーツ科学に関する科目、そしてスポーツの実技、さらにこの学校の特色でございます③でございますが、スポーツマーケティングなど、スポーツと経営学を融合した科目の設定、そして6ページをおめぐりいただきまして、⑤でございますが、やはりこれからの社会では必要とされる英語力の向上を目指す科目、そして社会に出たときの、社会的、職業的自立に、スポーツを離れても自立に役立つ国家資格・検定の取得等を目指す科目等を設置する方針でございます。

(2)のその他の特色ある教育活動でございますが、こちらはスポーツ医科学センター等、外部機関との連携、トレーナーの指導に基づく科学的トレーニングの実施、あるいは大学や企業などと連携した体験的活動、さらに食育が非常に重要な要素を占めるかと考えておりまして、こちらについては家庭とも連携した食育の取組、そして最後に硬式野球部を始めとする運動系部活動との連携等の活動を展開する予定でございます。

大きい4の入学者の選抜でございますが、こちらにも調査書、学力検査、面接に加えて、特色検査として実技検査を実施する方針でございます。

最後に大きい5の施設・設備でございますが、硬式野球場、トレーニングルームなどの整備、必要な整備を行ってまいります。

今後のスケジュールは7ページでございますが、戸塚高校と同様、基本計画を策定し、夏には学校説明会を開催する予定でございます。以上、要点のみでございますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

今田委員長

説明が終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。
最初は戸塚からお願いします。

中里委員

戸塚高校について、音楽コースを設置することによって、戸塚高校全体の、コースだけに限らず全体の学校の特色づくりとして、ぜひ全体の活気がよくなって、全体がレベルアップできるような、そういう学校になってほしいと強く思います。

目指す生徒像の社会貢献する人材を育てるというのは、この音楽コースだけに限らず、戸塚高校全体の学校の柱にも恐らくなっていくのだろうと思います。このコースだけに切り離れた生徒像ではなくて、学校全体のとらえとして、よろしくお願ひしたいと思います。

あと1つ、音楽コースのところでも心配なのは、市立高校の音楽教師そのものの母数は少ないですね。そうした中で、私は理科の教師なんですけど、物化生地で本当は4教科領域があるのですが、はっきり言うと得意な分野とそうでない分野と両方あるわけです。音楽も似たところがあるかと思います。このコースにふさわしい技能、実績を持った方というのは、やはり限りがありますので、ぜひそういう指導者の育成と、それから県立高校の音楽教師との人事交流なども、長期的な計画の中でよろしくお願ひしたいと思います。

それから3つ目、出口の部分ですが、昭和音大との提携を結びましたが、それ以外の開拓をぜひしていただいて、出口を含めた、この戸塚高校の音楽コースに入ったらその先どのようなイメージが湧くのかというあたりが非常に重要なポイ

ントになってくると思いますので、ぜひ、出口の開拓もお願いしたいと思いま
す。

高橋指導部担
当部長

ご指摘のとおり、非常に専門的な指導のできる教員が必要になってまいります
ので、いろいろな方法を凝らして、確保しなくてはいけないと思っております。場合
によっては、例えば非常に作曲にたけた人、とにかく子どもたちに合わせた曲の
編曲だとか、音程合わせみたいなこともしなくてはいけないとのことですので、
場合によっては生え抜きの先生だけでは難しい。そういう場合には、少し専門的
な技能を持った人をさまざまな形で確保して、指導に充てる必要があると思ってい
ます。県立高校とも少し話をしておりますが、県立高校の中でもそういう人材は
非常に限られていて、人を探すのが大変ということですので、よくその辺は注意
していかなくてはいけないだろうと思います。

それから出口の部分でございますが、これから音楽実技の指導に非常勤講師を
たくさん確保しないといけないと思っておりますので、そのような中で各音楽大学等と
連携をとりながら、この出口につながるような開拓をしてまいりたいと思ってお
ります。今年、戸塚高校につきましては、東京芸術大学に2人合格者出すなどか
なり全体的に音楽の雰囲気が高まっておりますので、いい学校づくりをしてまい
りたいと思います。

今田委員長

学校訪問をすると、校歌がいろいろあります。横浜の場合、横浜市歌もさること
ながら、俗に言う著名人がいろいろ作詞しているのも結構あります。そういう
意味でいくと、この人がそういうものを生み出すかどうかは別にして、いい供
給源に、供給源という言葉が悪いかもしれませんが、なっしてほしいと思いま
す。

ほかの政令市ではこういう格好の、例えば京都はかなりレベルが高い高校があ
った気がしますが、他都市はどうでしょうか。

高橋高校教育
課長

政令市では、京都市立堀川音楽高校が、もともと堀川高校の中に音楽の専門学
科があったのですが、そこが3年前ぐらい前に独立した学校になりまして、こち
らは、卒業生に長い伝統がございますので、佐渡裕さんとか、葉加瀬太郎さん
とか、もう大変な大家を輩出している専門的な音楽高校がございます。ほかに政令
市では、あまり多くはありません。

神奈川県内では、公立で音楽を専門的に学べる学校は、県立弥栄高校1校しか
ございませんので、神奈川県内で私立も含めまして、非常に音楽を専門的に学
べる学校が少ないので、戸塚高校の音楽コースというのは、特色を持った学校にな
るかとは考えております。

今田委員長

それでは、スポーツマネジメント科で、ご意見よろしいですか。

中里委員

先ほども言いました戸塚と同じで、スポーツマネジメント科を設置することによ
って、横浜商業高校の全体の特色になっていくようにということと、あと全体
がレベルアップしたり、活気が出てきたりという方向にぜひいってほしいなと強
く思います。

奥山委員

6ページのところで、前回もお話したかもしれないですが、スポーツコミュニケ
ーション英語というのがよくわかりません。これだけスポーツも国際的になって
きているということでは、グローバルな視点を持って英語力の向上に努める

というような理解でいいのでしょうか。そのあたりを教えていただいてもいいですか。

高橋高校教育
課長

これは学習指導要領にある科目でございませんので、今想定している学校設定科目として考えておりますが、やはり必要な英語力といっても、非常に基礎的な力は多分同じだろうと思うんですが、やはりスポーツの場面で使う英語力というのは、いろんな特別な部分もございます。例えばサイエンスで理科系の必要な英語力というのがあります。それと同様に考えて、スポーツの場面で必要な英語力と、そういったものを学習内容として充実させていきたいと考えております。

今田委員長

間野先生、スポーツの専門家として何かご意見ありますか。

間野委員

先ほどのアンケートの中でも期待が高いというのがわかりました。スポーツマネジメントとかスポーツ科学を学べる高校は、アンケートの中で期待が高かったので、多くの方が応募していただきたいというふうに思っていますが、先ほどの中里委員と同じように、誰が教えるかというのがやはり重要になってきます。学習指導要領にない科目だと、人選が非常に重要になってきますので、早い段階で選考の仕組み、あるいは募集の仕組みを考えていただければと思います。

今田委員長

いつかもお話がありましたが、この5ページの科学的な知識・理解を深めるとともに、そこに少し何かこのコースの持つ、この学科の持つ、今までよりは少し、時代風なものが出てくるといいなと思ってます。いろいろ議論をしていただきたいと思います。

それでは、全体について、何かご意見ありますか。

小濱委員

全体的なことですが、直接、今日の2つのご提案とはかかわり合いがないのですが、全体の流れとして見ますと、やはり今後長期的に見た場合に、高等学校教育というものが、これまで何か普通科一本やりみたいな感じになってしまったことを踏まえて、その反省をまた踏まえて、高等学校段階でより、専門多様化していくこの社会のニーズに答えていこうという、そういう流れの一環だと私は思います。

その流れそのものに関して、私はとても賛成で、是非推し進めていただきたいと思います。今のところ、いろいろな条件があって、音楽、スポーツマネジメント、その他とかありますけど、多様化ということを考えるのであれば、例えば芸術分野であれば、美術もありますし、演劇なんかもあるわけですよ。そういうコースとか、芸術、スポーツ以外の分野で、例えば福祉に力を入れる学校とか、ITに力を入れる学校とか、それから英語、英語の能力を特に重点的に伸ばすような学校とか、オールラウンドの、すべての分野で多様化させていくことが必要ではないかと、長期的なことですから、今すぐのことではないでしょうけれども、そういう考えでよろしいですか。私はそれが望ましいと思っています。

高橋指導部担
当部長

ぜひ、そういう視点を持っていきたいと思っております。また市立高校の中には総合学科高校というのがございますので、この高校は今でも、幅広い学習が可能ですので、今先生おっしゃられたような項目について、少し今よりも力を入れて、特色が出てくるような形で、まず総合学科での取組を始めながら進めていければと考えております。

小濱委員	えひ、それをよろしく願いいたします。長期ビジョンということになると思います。
奥山委員	最後に1点、やはり今回、音楽とスポーツマネジメントということで、少し専門性のある学科を設置ということですが、一方では、横浜市の市立高校という中で、今回音楽やスポーツを通じて社会に貢献する人材育成ということや、大学への進学を見据えたということ、これとても大事なことだろうと思います。 そういう意味で言えば、音楽やスポーツを大事にしつつ、やはり地域に貢献していく公教育として、そこの連携はとても大事になってくるのかなと思いますので、専科を大事にすることと同時に、それを地域との関係の中に還元できるような体制づくり、応援というのもぜひ教育委員会としてもやっていく必要があると思いましたので、総合学科も含めて、是非、市立高校全体の底上げに、このコースを設けたこととなるように、また、していきたいと思いました。よろしく願いいたします。
今田委員長	教育長、何かありますか。
山田教育長	ぜひ、いい高校にしていきたいと思いますので、委員会でもよろしく願いします。
今田委員長	それではご意見がなければ、教委第86号議案については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
今田委員長	ご苦労さまでした。いろいろな意見を参考にして頑張ってください。 次に教委第87号議案「横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について」。よろしく願いします。
伊奈施設部長	施設部でございます。よろしく願いいたします。 本件につきましては、小学校と中学校の通学区域の不一致及び住民の要望によります通学区域変更のために、横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正したいので、提案するものでございます。なお、細部につきましては、担当課長から説明させます。
上田学校計画課長	学校計画課長の上田と申します。よろしく願いいたします。それでは、お手元の資料の4ページのほうをご覧くださいければと思います。今回の通学区域の改正の概要になります。 改正区域につきましては、泉区の岡津町73番地の8から12まで、指定校につきましては、現行、上矢部小学校になっておりますが、これを改正して西が丘小学校になります。また中学校につきましては、岡津中学校が領家中学校に変更になります。 改正の理由ですが、実際にここにお住まいになっている住民の方から学区の見直しについてご要望がありました。 もう一つは、同じく泉区岡津町の82番地の4です。こちらは指定校が上矢部小学校になっておりますが、改正後、西が岡小学校、中学校につきましては現行の

領家中学校のままになります。

改正理由につきましては、小学校と中学校の通学区域が不一致になっておりますので、これを一致させるためです。

その下の丸の規則の施行期日ですけれども、今年の4月25日から通学区域の変更をさせていただければということで考えております。これは規則改正の手續や電算入力等が終わりましたら、速やかに施行をさせていただければということで考えています。

それではお手元の資料の5ページをご覧くださいと思います。通学区域の見直しをする地図を挙げさせていただいております。真ん中の地図になりますけれども、これが現行の地図になります。赤い点線が小学校の学区線、青い線が中学校の学区線で、左側が西が岡小学校、領家中学校の学区になります。また右側が上矢部小学校、岡津中学校の学区になります。

今回、通学区域を見直しさせていただきますと、その下の地図になります。変更後と書かれているものです。ご覧のように5軒のお宅の学区が変わることになります。

今回、通学区域の変更の要望がありましたけれども、その理由としましては、この5軒のお住まいの方が、実際には生活圏としては岡津町ではなく、領家1丁目のほうの生活圏になっているということと、近隣の子どもの友達たちが西が岡小学校に通っているということを理由として挙げております。

ただ、実際にはここにお住まいの方の子どもについては、指定地区外の就学許可制度を使って既に西が岡小学校に通学しているという事実がありまして、今回、通学区域を見直すことによって、保護者の事務的な負担やあるいは関係校の事務負担の軽減が図れると思っております。

最後に、この学区変更に伴いまして、関係校の学級数等の増減はございません。説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

今田委員長 所管課からの説明が終了しましたが、ご質問等ございますか。よろしいですか。

中里委員 両方とも岡津中学校に通うにしても、領家中学校に通うにしても結構距離がある場所ですが、岡津中の生徒数は大体何人ぐらいですか。

上田学校計画課長 岡津中学校は現在24教室、24学級で924人となっておりますので、平均的な中学校よりはかなり多くなっております。

中里委員 領家中学校は何人ぐらいですか。

上田学校計画課長 はい。領家中学校は17学級で590人になっております。

中里委員 今回の提案は希望があつてということでしたが、この5ページの位置図で見ますと、例えば岡津中学校のもう少し抜本的な学区の検討などは将来的にあるのですか。

上田学校計画課長 岡津中学校は、ご指摘のとおり子どもの数が大変多いということもありますので、こういった学区のご要望があれば、学区の見直しを行って、子どもの数を減らすような形で考えていきたいと思っております。

今田委員長 よろしいですか。それでは、本件についてご意見等がなければ、教委第 87 号議案については議案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 では、原案のとおり承認します。ご苦労さまでした。
次に教委第 88 号議案「教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」所管課から説明をお願いします。

小野職員課長 それでは職員課です。よろしく願いいたします。それでは説明をさせていただきます。

2 ページをおめくりをいただきたいと思います。提案理由になります。24 年度の組織機構改革等に伴い、横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正させていただきますという事で、提案をさせていただきます。この基本改革等と書かれておりますけれども、大きく分けて今回 3 点ほどありまして、1 つは機構改革、もう一つは南高校附属中学校の開校に伴う改正がございます。それから業務移管に伴うものということで、大きく分けまして 3 点ほど説明をさせていただきます。

それでは 7 ページをご覧いただければと思います。新旧対照表になります。新旧対照表の一番上ですけれども、事務局の組織をいうことで、左側が現行、右側が改正案という形になっております。変更点につきましては、ゴシックで太字で書かれているということです。

まず最初に学事支援第一課、第二課。現行でこういう形で分かれておりましたけれども、これを一本化いたします。これが基本改革になります。これは、これまで学事支援第一課、第二課につきましては、仕事の中身は学校からの支出命令等の業務、決済等を行っている部署でありますけれども、1 日に課に 500 件を超える決裁が来ますので、これを 2 つに分けた形で決裁をしていかないと 1 人では回らないということがありましたので、二課制にしておりました。

今回一本化をしたのは、これまで担当課長というのはスタッフ職ということで決裁権がなかったのですが、全庁的に決裁権を与えるということが改正でありましたので、その関係で学事支援課を一本化して、担当課長を置いても何ら支障はないということで、一本化をしたということでございます。

学事支援課の第二係のほうですけれども、二課がなくなりましたので、学事支援課の中に第二課も入れ込んだということでございます。

それから、2 条の下のところですが、指導企画課指導係。ここの部分についても太字が書かれております。ここは先ほども申しましたけれども、南高等学校の附属中学校を開校いたしますけれども、この所管が高校教育課となることから、これまで小学校・中学校の教育活動に係る企画及び実施に関することは、指導係ですべて行っておりましたけれども、南高校の附属中学校については、高校教育課が所管になりますので、それを除くという文言をそれぞれ入れさせていただきます。

それから 8 ページをおめくりください。8 ページにつきましては、同様の形で高校教育課の中に、これまでありませんでした南高校学校附属中学校の関係、これが入ってまいりますので、太字で書かせていただいていると。9 ページにわたりまして、同じ内容で追加をさせていただきました。

それから、中ほどから下になりますけれども、これが東部学校教育事務所のこ

とが書かれておりますけれども、ここの左側、一番下になりますけれども、教職員の人事記録の管理及び調整に関するものです。これにつきましては、学校教育事務所4方面ございますけれども、(6)のこの部分につきましては、すべて教職員人事課のほうに業務移管をするということになりますので、右側にありますように6番が消えた形になります。

それから10ページをおめくりください。10ページは先ほどもお話をさせていただきましたけれども、学事支援第一課、第二課が書かれておりますけれども、第二課がなくなった関係で、第二係が学事支援課の中に入ってくるということで、表示をさせていただいております。

それから次の11ページ。これも西武学校教育事務所ですけれども、これも先ほども申しましたように、(6)番の部分、これが教職員人事課に移管されるということになりますので、右側にはなくなるということでございます。

12ページをご覧いただければと思います。12ページ中ほどになりますけれども、指導主事室と書かれておりますけれども、ここの部分につきましても南校の附属中の所管事務所にここはなっております関係から、指導主事室の部分で、これまで行っていた所管小中学校の経営にかかわる資料及び助言に関すること。それが高校教育課の所管に属するものは除くという形で、太字にさせていただいております。

それから13ページをご覧ください。一番下のところになりますけれども、実は18区それぞれ学事支援連携担当課長という部署がありましてですね、これは学校それから区役所、それから地域ですかね。ここを結ぶ課長さんがいたわけですが、すべて呼び名が同一ではございません。太字で書かれている保土ヶ谷区役所については、これまで総務部地域協働課学校支援・連携担当課長という呼び名でしたが、これが保土ヶ谷区につきましても16区役所と同じように地域振興課と名前が変更になりましたので、そのように変更させていただいたということです。

説明は以上になります。よろしくご審議をお願いいたします。

今田委員長

はい。所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。

よろしいですか。この事務所から除いた部分は、もともと人事のほうへいくわけですね。

そうすると、そのことは、この既存の条項の中で読み取れるのですか。

小野職員課長

既存の条項の中で読み取れるといたしますのは、どういうことですか。

今田委員長

例えば、これは現行の条項である、例えばいろんな事務所の中での(6)部分が除かれるでしょう。

だから、既存の中でそれが読み取れるということですね。

小野職員課長

そういうことです。

今田委員長

それでは教委第88号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では、次に教委89号議案「事務局等専決規程の一部改正について」所管課から

説明をお願いします。

重内総務課長

総務課長重内でございます。よろしくお願いいいたします。教委第 89 号議案、横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正について、ご説明いたします。恐れ入りますが、議案の 2 ページをご覧ください。提案理由でございます。

本規程は、教育長に委任する事務等に関する規則に定めます、教育長が行う教育事務の専決について定めたものでございますが、このたび横浜市立小学校及び中学校の教職員の営利企業等の従事並びに教育に関する兼職等に関する事務を、学校教育事務所長専決事項から、教職員人事部長に変更するなどのため、提案をさせていただきます。

続いて 3 ページが改正案でございますが、恐れ入りますが説明は 4 ページ、5 ページの新旧対照表でさせていただきます。まず 4 ページ中段から下の第 6 条でございます。学校教育事務所長専決事項の 5 号「管轄小中学校の教職員の営利企業等の従事に関する事」、そして第 6 号「管轄小中学校の教職員の教育に関する兼職等に関する事」を削除いたしまして、第 7 号を繰り上げ第 5 号といたします。

次に少し戻りますが、4 ページ上段第 5 条をご覧ください。教職員人事部長の専決事項の第 6 号と第 7 号を改め、「小中学校の教職員の営利企業等の従事並びに教育に関する兼職等に関する」ということを追加いたしました。

そしてまた 4 ページ下段のほうでございますが、第 15 条につきましては、平成 22 年度に改正した際、改正漏れがございましたので、今回あわせて所要の改正をするものでございます。具体的には 15 条冒頭のところで「学校長等」とございませぬものを、「学校長及び校長代理」と改正させていただきます。

施行日につきましては、本年 4 月 1 日を予定しております。また参考資料といたしまして、6 ページ以降に現行の専決規定を添付させていただいております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございますか。よろしいですか。ご意見等がなければ、それでは教委第 89 号議案については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認します。ご苦労さまでした。

次に教委第 90 号議案「横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について」に、所管課から説明をお願いします。

小野職員課長

それでは、説明させていただきます。2 ページをお開きをいただきたいと思います。提案理由です。平成 24 年度の再任用短時間勤務職員の配置に伴いまして、横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正をさせていただきますということで、ご提案を申し上げます。

まず 5 ページをお開きをいただきたいと思います。新旧対照表で説明をさせていただきます。左側が現行、右側が改正案という形になっておりまして、今回改正をいたしますのは、この表の一番下になりますけれども、右側にサービス課と書かれております、ここの部分につきまして追加でこのような形で勤務をさせていただきますということで、表示をさせていただきます。

これまでサービス課につきましては、ここは視覚障害者の方のサービスを行っ

ておりまして、現役の職員が対応しておりましたけれども、この方が定年後退職をされてですね、引き続き視覚障害サービスのほうに従事をしていただくということになりましたので、このサービス課におきましては、再任用の短時間勤務という形の職員になりますので、これまでなかった形ですので、今回、改正でこういう右側の形で時間をとらせていただいたということになります。

よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

今田委員長 所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございますか。よろしいですか。ご意見等がなければ、教委第90号議案については、議案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 では、原案のとおり、承認します。
次に教委第91号議案「学校運営協議会を設置する学校の再指定について」所管課から説明をお願いします。

漆間指導部長 指導部長の漆間でございます。よろしくお願いたします。
教委第91号議案、2ページをお開けください。横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条に、第3項のところに、指定の期間は指定の日の属する年度の翌々年度の末日までとして、再指定をすることができるという既定がございます。その規定に基づきまして、再指定を希望しております18校について再指定をしたいと思っておりますので、提案をしたいと思っております。詳細については指導企画課長よりご説明申し上げます。

今辻指導企画課長 指導企画課長の今辻でございます。それでは教委第91号議案についてご説明をさせていただきます。2ページ、3ページご覧ください。左が提案理由でございますけれども、学校運営協議会の設置等に関する規則第3条に基づいて、右側3ページの1番にございますとおり、上の宮中学校を始め、18校について再指定をさせていただきたいためです。

なお、10番の桜岡小、17番都岡中、そして18番森中は、ブロック内での小中設置ということになります。

指定日は2番にございますとおり、4月1日ということになりまして、27年3月31日までの指定となります。

18の運営協議会についてすべてご説明すると、相当な時間がかかってしまいますので、項目ごと一括してご説明をさせていただきたいと思っております。4ページをお開きください。2番の設置のねらいでございます。18校の傾向でございますけれども、保護者や地域住民による学校運営の参画とか、一体となった運営改善、そして課題解決、また教育活動の充実とか、児童生徒の健全育成、そういうことが共通のキーワードとして、学校や地域の実態に即して、特色あるねらいが設定されてございます。

続いて4番でございます。これまでの成果と課題についてです。こちらも傾向をまとめてみますと、成果については5点、課題についても5点まとめられるかと思っております。

まず成果についてでございます。1点目ですけれども、保護者・地域の方の意見や力を活用して、学びの環境が向上した、広がった。2点目でございますけれども、学校評価が向上した、充実した。3点目は、防災教育が充実した。4点

目、保護者や地域の方の積極的な参画や提言が図られ、また意見が反映できた。5点目でございます。地域や保護者を活用したボランティア活動が充実したり、ネットワークが広がったということが成果として挙げられております。

一方、課題でございますけれども、1点目、学校運営協議会の活動の情報の発信や、その公開性について。2点目は運営協議会の委員の方の選出の方法、それからその委員の方々の人材の育成について。3点目でございます。学校運営協議会そのものの役割の明確化について。4点目は教職員の参画のためのシステムづくり。5点目は委員の意見を活用できるような、それを生かせるような校内の組織やシステムづくりをどうしていったらいいかというような5点につきまして、課題が共通して挙げられておりました。

続いて5番でございます。今後の取組方針についてでございますけれども、これも傾向として、学校も委員の方々も両方とも役割が向上して育ってきている面、また一部ですけれども、学校運営協議会がまだ地域の外部機関との調整やつなぎ役という組織とか、それから学校の地域活動のサポートをする意識、そういった意識、認識がまだ強い面も見られました。今後、さらに本来の趣旨に沿って機能するようにステップアップする取組が、どの学校も共通して求められてくるかと思えます。

6番の会則でございます。この記載についてはどの学校も同様の状況となっております。

続いて7番、運営組織でございます。図をごらんください。学校運営協議会と学校との関連、そして地域や保護者等による支援機関との関連について、明確でない面がございました。そこで、組織の構造について、図示の仕方を統一をさせていただきます。これにより、学校運営協議会の趣旨がしっかりと生かされた組織図になっているかと思えます。

また委員の方々も、この図を見るとご自分の役割を一層認識していただけるものになるかと期待しているところです。全体としては、同一の組織の形態になっております。あとは、各学校ごとに運営協議会内の組織とか、外部の専門部会等でそれぞれ地域の特色を出したものとなっております。

以上、簡単でございますが、一括した提案でございますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございましたらどうぞ。

中里委員

いろいろな意味で成熟し始めてきたという感じはするのですが、一般的に非常に学校運営協議会の趣旨に合った形で、私はこの学校すべてを見学に行けてないのですが、行っている範囲の中では非常にうまく学校の組織が回ってるなという感じは、印象的にはしました。

一部の学校で学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことなどをねらいにしています。4番の成果や課題がねらいとつながってない学校が一部見受けられます。ねらいに対して、それがどういう成果と課題があるのかというところが大事かと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

小濱委員

今年はフォーラムを開催するのですか。

漆間指導部長

今年もフォーラムを開催する予定でございます。

中里委員

小中一貫教育を行っている中で、小中と合わせてやっている学校もあります

が、その辺は一步遅れてでも、一貫のグループとして進む方向にはあるのでしょうか。スタートラインは少し遅れてもいいのですが。

今辻指導企画課長 大分増えている傾向でございます。今回も、桜岡小、それから、港南中とのブロックと結びつき、森中学校は屏風浦小と結びつき、都岡中学校は上川井小学校との結びつきという形になっております。

中里委員 そうですね。地域が同じなので、本当にそういう方向が一番望ましいかと思えます。

漆間指導部長 やはり9年間を通して子どもたちを育てるといふ、横浜型の小中一貫教育という、そういうねらいを実現するためには、同じ教育方針、教育の考え方が必要ですので、学校運営協議会も、私としては将来一本化していくような方向に進むのが望ましいと考えております。

今田委員長 よろしいですか。それではご意見等がなければ、教委第91号議案については再指定ということで、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 では、原案のとおり承認します。
次に教委第92号議案、学校運営協議会を新たに設置する学校の指定について。所管課から説明をお願いします。

漆間指導部長 新たに学校運営協議会を設置したいという希望が11校出てまいりましたので、詳細について同じく指導企画課長よりご説明申し上げます。

今辻指導企画課長 それではよろしくお願ひいたします。3ページをご覧ください。新規の指定校はごらんのとおりでございます。小学校が6校、中学校が5校、合計11校となります。合同申請は6番の若葉台小学校と7番の若葉台中学校でございます。また9番鴨志田第一小学校と10番の鴨志田中学校は、ブロック内での同時申請となっております。

左側2ページの提案理由は、再指定と同様のものがございます。指定日は4月2日になりまして、27年3月31日までの指定となります。

4ページをご覧ください。こちら11校となりますので、簡潔にご説明をさせていただきますと思います。元街小学校ですけれども、2番、ここに一番上に、「この地を愛し、この地をつくる子の育成へ向けた学校運営協議会の創造」とございます。ほかの学校では、この中の四角の中と同様のことが書かれております。例えば「地域保護者の方が学校運営参画できる組織を目指す」それから「学校運営やその改善について資する協議機関としたい」「学校と地域と、地域と地域をつなぐ役割を期待する組織としたい」などと記載されてございます。

7ページをご覧ください。特徴的な学校を5校ほどご紹介いたします。7ページ、大鳥中でございます。この2番の上に書いてございますように「未来へつながる地域コミュニティーの創造を目指す」とございます。

続いて13ページをご覧ください。富士見台小学校でございます。ここでは「地域に開かれ、共に育てる、地域のコミュニティーとしての学校づくりの創造」というように書かれてございます。

続いて16ページをご覧ください。希望ヶ丘小学校の例でございます。2番のねらいですけれども「地域と共に住みたいまちづくりを目指すコミュニティー・スクール」ということを掲げております。

続いて19ページをご覧ください。中段でございます。若葉台小中ですけれども、下から2行目になります。「学校づくりはまちづくり、まちづくりは学校づくり」の理念の実現をしたいということでございます。

最後25ページをおあげください。鴨志田第一小学校でございます。一番上の行ですけれども、「地域に根つき、地域に広がり、未来へつながるコミュニティー・スクールの創造」と。このような形で各学校が特徴的な形でしてございます。

続きまして、3番、設置までの経緯でございますけれども、こちらまた4ページへ戻っていただいて、ほとんどの学校は23年度に検討を始めて、地域・保護者と慎重に協議をして、年度末の申請に至っております。

続いて右側の5ページの組織図でございますけれども、ほかの学校も先ほどご説明した再指定の学校と同様のものになっております。

続いて6ページ、会則をお開きください。これについても同様でございます。

簡単ではございますけれども、以上でございます。なお、再指定校と新規指定校、今回ご承認いただけますと、80校の設置ということになります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。

一つだけ、よろしいですか。80校ということで、これで小学校・中学校それぞれいくらか、設置率はありますか。

今辻指導企画課長

小学校が345校中の53校となります。設置率は割りますと15%ということになります。中学校は26校となります。148校分の26校ということで、17%という形になります。高校は9校のうちの1校ということで、11%ということになります。全体では514分の80校ということで、15%ということになっております。

ちなみに全国では、まだまだ2%という状況ですので、それに比べると横浜市は随分進んでいるのではないのかと認識しております。以上でございます。

今田委員長

どうもありがとうございました。

よろしいですか。ほかにありますか。

小濱委員

今回のこのご提案と直接かかわりはないのですが、特別支援校に関する運営協議会の必要性についてはいかがでしょうか。

今辻指導企画課長

まだ申請は承っておりませんが、今後、それについても視野に入れていきたいと思っております。

小濱委員

今後の課題である、視野に入れていくということですね。

漆間指導部長

やはり学校から外部の意見を入れて、学校を開いていく、いろいろな新しい意見を入れていくということは非常に大事なことでございます。ただ、通ってくる子どもたちが、決してその近くの地域だけではなくて、非常に幅広くありますので、人選とかも含めて、いわゆる小中学校と同じような考え方で進むのは、なかなか難しいと思っております。

今田委員長 それは、ご意見等がなければ、教委第92号議案については議案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 では議案のとおりとします。ご苦労さまでした。
以上で、公開案件の審議は終了しました。その他、委員の皆さんから何かございますか。
特にご発言等がなければ、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方はご退席願います。また関係部長以外の方もご退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<削 除>

今田委員長 これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後0時10分]